

2022年7月

免税店の皆様へ

全国免税店協会 事務局

## 「在留資格等に関する免税販売可否ガイドライン」についての注意喚起とご案内

平素より、適正な免税制度運用にご協力いただきありがとうございます。

さて、標題ガイドラインにつきましては2019年に発行しておりますが、昨今「通常生活の用に供する」(外国人旅行者等がお土産用や個人用として購入するもの)の範囲を逸脱した不適切な免税購入を行う事象が頻発しており、なかんずく、これらの免税購入者が一部の在留資格を保有する者に集中している状況が判明しております。

令和4年度税制改正により、来年2023年4月以降は対象となる在留資格は「短期滞在」「外交」「公用」に明確化される予定ですが、上記のような不適切な免税購入が頻発する状況は適正な制度運用を毀損するものであり、また、免税店側の税務リスクに直結しますので、下記の通り注意喚起・ご案内させていただきます次第です。

引き続き、免税制度の適正運用へのご協力を宜しくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 「通常生活の用に供する」の範囲を逸脱した免税購入が疑われる場合の注意喚起

「通常生活の用に供する」の範囲を逸脱した、不適切な免税購入については、以下の在留資格によるものが多い傾向にあるとの報告を受けております。つきましては、当該在留資格対象者へ免税手続を行う場合には、不適切免税の恐れがないか、より一層の確認強化をお願いいたしたく、注意喚起させていただきます。

対象となる在留資格：「永住者」「日本人の配偶者」「永住者の配偶者」「留学」  
「家族滞在」

#### 2. 免税店各社における該当免税販売中止のご検討のご案内

上記のような不適切な免税購入については、免税販売の税務申告が否認される恐れがあり、免税店側に税務リスクを生じさせます。前述の通り、2023年4月には対象在留資格の明確化等が施行される予定ではありますが、それに先んじて、免税店各社におかれましては、現在のガイドラインに拘わらず、上記の課題認識される在留資格を免税店購入の対象外とすることが可能でございますので、これら税務リスクや顧客対応等をご勘案いただき、各社にてご検討・ご判断いただけますようご案内いたします。

以上